

第4次大阪府障がい者計画（後期計画）

～人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり～

【概要版】（H30.3 策定）

第1章 計画策定にあたって

1. なぜ計画の策定が必要か

- 第4次大阪府障がい者計画が開始した平成24年度以降、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定など国における障がい者制度全般にわたる改革や、障がい者の命や尊厳にかかわる自然災害・事件・事故の発生を受けて障がい者の安全・安心の確保が急務になるなど、社会状況が大きく変化。
- このような中、第4次大阪府障がい者計画がより一層実効性のあるものとなるよう、これまでの施策の進捗状況等も踏まえてその内容を見直すとともに、第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会での議論をもとに大阪府障がい者施策推進協議会で取りまとめられた意見具申を最大限に尊重し、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）を策定。
- また、大阪府においては、障がい者計画と障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を一体的に策定しているため、平成30年度から開始する第5期障がい福祉計画と、児童福祉法に基づき新たに策定する障がい児福祉計画も、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）に含まれるものとして一体的に策定。

2. この計画はどのような性格をもっているのか

- 障がい者計画は、障害者基本法に基づき、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向等を示す総合的な計画（障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、3年間の障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込量等を示すもの）。

3. 計画の目標時期はいつか

- 第4次大阪府障がい者計画の計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間としていたが、第5期障がい福祉計画等と計画期間を合わせ、当初の期間を1年間短縮し、平成32年度を第4次大阪府障がい者計画（後期計画）の終期とする。

4. 計画が実効性を持つために

- 大阪府としては、予算事業及び予算を伴わない取組みも含めあらゆる手法を用いて、計画に実効性を持たせていく。
- また、国に対して具体的な要望及び提言をしていくとともに、市町村など関係者との連携を密に図り、目標を達成していく。

5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか

- 計画は、大阪府のホームページに掲載し、市町村や関係者に周知。
- 毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会に計画の進捗状況等を報告し、評価等を受け、それに基づき計画を推進。

1. 基本理念

人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

※ 第3次大阪府障がい者計画（後期計画）の基本理念（「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」）は引き続き重要としつつ、「合理的配慮の実践」「ともに生きる社会の実現」及び「支援の拡充」の点を盛り込む。

2. 基本法改正等をふまえた5つの基本原則

（1）権利の主体としての障がい者の尊厳の保持

障がい者は権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持されなければならない。

（2）社会的障壁の除去・改善

障がい者にのみ機能障がい克服の努力を求めるのではなく、障がい者の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を除去し、改善することを考えなければならない。

（3）障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求

現状では依然として障がい者に対する差別・偏見が存在していると言わざるを得ず、今後も、「必要かつ合理的な配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築に一層取り組んでいかなければならない。

（4）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障がいの有無に関わらず、相互に差異と多様性等が尊重される「共生社会」、障がい者が分け隔てられることなく地域社会でともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求することが重要。

（5）多様な主体による協働

行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働が重要。

3. 障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか

（1）府民の皆さん一人ひとりに考え行動していただきたいこと

⇒ まず何よりも、府民の障がい・障がい者に対する理解が不可欠。

（2）障がい者自身が取り組むこと

⇒ 権利の主体としてサービスを利用し自立と社会参加に努める。

(3) 専門性が期待される事業者

⇒ 質の高い支援を安定的に提供し、社会的評価を高めていく。

(4) 広がる市町村の役割

⇒ 援護の実施者としてのきめ細かい対応と、まちづくりの観点からの施策立案。

(5) 大阪府の責務

⇒ 広域的・専門的な観点から、人材の確保やノウハウの提供等の責務を果たす。

第3章 施策の推進方向

第1節 最重点施策

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

- 希望に応じて地域生活を送れるようにするため、一層強力に地域移行を推進。
- 「施設等から生活の場を移すための支援」だけではなく、地域で生活経験を積み上げていく「生活づくり」や、地域で暮らし続けることを含めて支援。

【数値目標（平成32年度）】

○入所施設からの地域生活への移行

- ・地域移行：平成28年度末時点の施設入所者数の10.9%以上
- ・入所者数の減少：平成28年度末時点の施設入所者数の2.4%以上

○精神科病院からの地域生活への移行

- ・大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・すべての保健所圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・すべての市町村に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・平成32年度の1年以上長期入院患者数を平成28年度から1,000人減
- ・入院後3ヶ月時点の退院率：69%以上
入院後6ヶ月時点の退院率：84%以上
入院後1年時点での退院率：90%以上

○市町村単位もしくは圏域単位ごとに少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備

2. 障がい者の就労支援の強化

- 障がい種別や障がい特性、適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化。
- 働き始める支援にとどまらず、離職したとしても再就職をめざすなど、働き続けることができるよう、きめ細かく支援。

【数値目標（平成32年度）】

- ・福祉施設からの一般就労者数：1,700人以上
- ・就労移行支援事業の利用者数：3,777人（平成32年度末時点）以上

- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率：就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上
- 就労実績のない就労移行支援事業所数：ゼロ（開設から24ヶ月以内の事業所を除く）
- 就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率：80%

3. 施策の谷間にあった分野への支援の充実

- いわゆる施策の谷間に置かれていた障がい者にも、新たな焦点を当てて施策を充実。
 - 発達障がい者
 - 高次脳機能障がい者
 - 障がい児
 - 医療的ケア児、医療依存度の高い重症心身障がい児者
 - 盲ろう者
 - 難病・慢性特定疾患患者 等

【数値目標】（平成32年度）

- 児童発達支援センター設置市町村数：43
- 保育所等訪問支援実施市町村数：43
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43
- 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43
- 家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合：7%（29年度）⇒16%（32年度）
- 高次脳機能障がい者に対する支援のため、地域の先進的な支援手法等を集めた事例集の作成及び配布

【数値目標】（平成30年度）

- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する大阪府の協議の場を設置
- 医療的ケア児等に関する保健所圏域等での協議の場を充実
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置

第2節 生活場面に応じた施策の推進方向

I 生活場面「地域やまちで暮らす」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜目指すべき姿＞

障がい者が地域で快適に暮らし活動している

＜今後の主な課題＞

- 長期にわたり入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の状況把握と地域生活への移行に向けた働きかけ
- 地域での暮らしを支える支援体制の強化（住まいの場、福祉サービスの提供や相談支援の体制、地域ネットワーク等）
- 地域住民の理解促進

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

① 入所施設からの地域生活への移行

- 市町村に対して、援護の実施者として主体的に「広がりや展開力のある地域移行」に関与できるよう支援。
- 施設入所者の地域生活に関する意向を適切に把握。

② 精神科病院からの地域生活への移行

- 地域移行の可能性のある患者の把握と、市町村への繋ぎを果たす「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、大阪府及び保健所圏域ごとに設置。

（2）入所施設の今後の機能のあり方

- 入所施設が一層の環境改善を図るとともに、地域に開かれた運営により、障がい者の地域生活を支える機能を強化できるよう支援。
- 府立砂川厚生福祉センターにおいて、民間で対応が困難な障がい者に対する専門的な支援や、民間事業所の支援力向上に向けた取組みを実施。

(3) 地域で暮らし続ける

① グループホームなど住まいの確保

- 少人数が暮らす住まいであるグループホームを整備するとともに、様々な困難事例に対応し得る多様で質の高いグループホームの整備に向けて検討。
- 公営住宅、UR（都市再生機構）賃貸住宅、公社賃貸住宅のグループホームとしての活用の推進と、市町村に対する消防用設備の整備に係る実態を踏まえた対応の働きかけ。
- 民間賃貸住宅への円滑な入居促進に努めるとともに、「Osaka あんしん住まい推進協議会」において、生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を実施。

【数値目標（平成30年度～32年度）】

- ・公営住宅のグループホーム等としての活用：292人分

② 必要な福祉サービスの確保

- 日中活動や介護、短期入所等のサービス提供体制の確保に関する市町村への働きかけ。
- 市町村又は圏域において、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等の整備を進めるにあたって、必要な支援を検討。
- 必要なサービスの適正な供給に向け、市町村や事業者等への助言・指導を実施するとともに、国に対して必要な制度の改善を要望。

③ 相談支援体制の強化

- 地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化の促進。
- 大阪府発達障がい者支援センターの運営を通じて、発達障がいのある人やその家族に対する専門的な支援を行うとともに、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、地域の支援力を拡充。
- 難病相談支援センターの充実や、「難病児者支援対策会議」の設置による支援体制の構築。
- 高次脳機能障がい相談支援センターにおける専門的な相談機能等の向上や、高次脳機能障がい者の支援に関する研修を通じた関係機関の支援力の向上。
- 地域生活定着支援センターにおいて、刑務所などの矯正施設を退所した障がい者に対する地域生活への円滑な移行を支援。

【数値目標（平成32年度）】

- ・基幹相談支援センターを全ての市町村において設置

④ 自立支援協議会の機能強化

- 市町村の自立支援協議会の取組状況の整理や、課題・好事例の共有による活性化。
- 大阪府障がい者自立支援協議会の運営を通じた、府域における障がい者施策の充実と、地域ごとの取組みのばらつきの把握による大阪府全体の支援体制の底上げ。

【数値目標（平成32年度）】

- ・地域移行に関する協議の場を全ての市町村において設置
- ・就労支援に関する協議の場を全ての市町村において設置

⑤ 地域福祉の視点

- 身近な地域での重層的なネットワークの構築や、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカーと障がい者福祉施策との連携強化。

⑥ 障がい者に対する住民の理解

- 地域住民の理解を得ながら、グループホーム等が円滑に設置できるよう、広報・啓発。

⑦ 福祉サービスを担う人材の確保

- 研修の実施などによる人材確保と資質の向上。

(4) まちで快適に生活できる

- 「福祉のまちづくり」の推進と啓発、一体的・総合的なバリアフリー化の推進
- 公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の移動円滑化の促進。地域のバリアフリー化に向けた取組みの支援。
- 鉄道駅舎や踏切の安全確保、「可動式ホーム柵」などの設置に係る鉄道事業者の取組み支援。
- 車いす使用者用の駐車場の適正利用の促進

Ⅱ 生活場面「学ぶ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

<目指すべき姿>

障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

<今後の主な課題>

- 障がいの疑いがある段階から障がい児及びその家族に対して身近な地域で支援できる体制の強化（とりわけ重症心身障がい児を支援できる事業所の確保）
- ライフステージの変化に影響されない継続した発達障がい児者への支援
- 多様化する児童生徒・保護者のニーズに対応できる教育環境のさらなる整備
- 卒業後の進路を見据えた関係機関の連携と支援体制の充実

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）早期療育を受ける

① 乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実

- 乳幼児健診等の受診率の向上と、「要支援」と判定された乳幼児等への支援。

② 療育支援の充実

- 障がい児及びその保護者に対する相談支援体制の充実。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上。とりわけ、重症心身障がい児を支援する事業所の確保。
- 児童発達支援センターの設置と、保育所等訪問支援の実施を図る市町村への支援。通所支援事業所等に対する機関支援の実施。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・障がい児相談支援実施市町村数：43（すべての市町村）
- ・障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数：41（指定都市を除くすべての市町村）

③ 発達障がいのある幼児児童に対する支援

- 市町村に対する『発達障がいの早期発見のための問診項目』が導入された問診票の活用促進と、保護者による子どもの発達状態の理解を補助する装置の導入促進。
- 保健師や幼稚園教諭・保育士等を対象とした人材育成。

- 発達障がいの診断ができる医療機関の確保と医療機関情報の整備・公表の促進。発達障がい児に対する医療的ケアの体制確保や、地域の保健福祉関係機関等との連携促進。
- 府内6か所の発達障がい児療育拠点を活用した機関支援等の実施。
- ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムの導入に係る市町村の支援と、ペアレント・メンターの普及。

【数値目標（平成32年度）】

- ・発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数：43（すべての市町村）

（2）教育を受ける

① 幼児教育の充実

- 障がいのある幼児と障がいのない幼児がともに遊び、学ぶ機会の拡充。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成による、きめ細やかな支援の充実と、支援情報の適切な引き継ぎ。
- 幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施。

② 小・中学校教育の充実

- 通常の学級や支援学級において適切な教育を受けることができるよう教育内容を充実。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師等の配置を促進するとともに、具体的場面等に応じた合理的配慮について、柔軟な対応が図られるよう、市町村教育委員会への促し。
- 通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けることができる通級指導教室の充実。
- 障がいのある児童生徒に関わる教員の資質向上や学習環境の整備。

③ 後期中等教育の充実

- 「個別の教育支援計画」の作成を通じた教育や進路指導の充実、教育環境の整備
- 教職員研修の実施、臨床心理士などの専門的知識を持つ人材や学校生活支援員の配置。
- 医療的ケアを必要とする生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師の配置に努めるとともに、医療機関との連携や緊急時の対応など校内体制を充実。
- 「自立支援推進校」と「共生推進校」の一層の充実と、取組み成果の府内

高等学校における共有。「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進。

④ 大阪府立支援学校の充実

- 知的障がいのある児童生徒の今後の教育環境の充実について、対応方策を検討。
- 支援学校と小学校、中学校、高等学校等の間において交流及び共同学習を一層推進。

⑤ 就労・自立に向けた教育の充実

- 大阪府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率向上に向け、職業教育を充実するとともに、教育、就労、福祉等の関係機関が連携することにより卒業生の職場定着を支援。
- 支援学校は、就労に関係するネットワークづくりを行うことで進路指導を充実。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・大阪府立支援学校高等部における知的障がいのある生徒の就職率：33%

⑥ 個別の教育支援計画等の充実

- 小・中すべての学校で、高等学校では配慮の必要な生徒が在籍している学校で「個別の教育支援計画」を作成。校種間における引継ぎにおいて効果的な活用を推進するとともに、それに基づく「個別の指導計画」の内容を充実。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・「個別の教育支援計画」を作成している小学校及び中学校の割合：100%の維持
- ・「個別の教育支援計画」を作成している高等学校の割合：100%

⑦ 大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮

- 支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、関係機関との連携強化を通じて地域支援体制を整備。
- 支援学校の教職員の専門性の向上を図るため、校内外における研修を充実するとともに、特別支援学校教諭免許の取得を促進。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・特別支援学校教諭等免許保有者の割合：100%
- ・地域支援室の設置：44校1分校

⑧ 高等教育の充実

- 障がいのある学生の修学機会を確保するため、障がいの状態に応じた適切できめ細やかな支援を行うよう、公立大学法人大阪府立大学に対して働きかけ。

⑨ インクルーシブ教育の推進

- 教育全般を通じて、一人ひとりへの必要な配慮が提供されるよう、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進。

(3) 地域で学ぶ

- 図書館や公民館などの社会教育施設等において学習できる機会を充実。
- 障がい者の学習の可能性を拡大させるICTを積極的に活用。
- 障がい者を含むすべての人の生涯学習を推進。

Ⅲ 生活場面「働く」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

<目指すべき姿>

障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている

<今後の主な課題>

- 障がい者雇用の拡大と職場における障がい理解の促進
- 就職から職場定着、再就職支援までの関係機関による支援ネットワークの構築・強化
- 就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化
- 障がい特性や個々の適性等に応じた効果的な職場定着支援

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 実際に多くの障がい者が働いている

① 障がい者雇用の拡大

- 「障がい者雇用日本一・大阪」の達成に向け、障がい者雇用の促進。
- ハートフル税制や大阪府障がい者雇用促進センターを活用し、特例子会社の設立を促進。
- 求職者の安定就業と企業の人材確保に向け、求職者への支援と企業支援を合わせて実施。
- 企業ニーズと障がい者の特性を考慮しつつ、就職に必要な技能取得のための職業訓練を実施。
- 「行政の福祉化」の推進及びチャレンジ雇用などの取組みについての関係団体等への働きかけ。

② 企業等の障がい者雇用に対する理解促進

- 公共職業安定所との連携強化と、企業等に対する広報・啓発の充実。
- 障がい者雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進。
- 職場体験・職場実習の機会の拡大、トライアル雇用、ジョブコーチ支援などの活用。
- 雇用分野における「差別の禁止」や「合理的配慮の提供」について、国等

関係機関と連携し、企業等に対する啓発等を推進。

③ 就労に向けた関係機関の連携

- 障害者就業・生活支援センターを核とした就労支援ネットワークを構築・強化し、障がい者の就職から職場定着、再就職支援まで、働き続けるための支援を充実。
- 大阪府の関係部局における情報共有のほか、大阪労働局や公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等による連携・協力の取組みを推進。
- OSAKAしごとフィールドと市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、ニーズに応じたきめ細かな支援を身近な地域で効果的に実施。

(2) いろいろな場で障がい者が仕事をできる

① 就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化

- 就労移行支援事業所について、他の関係機関との連携を図り、訓練、就職、職場定着、離職後の再チャレンジまでの一貫した支援の流れを充実強化。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）について、それぞれの機能や役割分担を踏まえ、サービス基盤の質を向上。
- 精神障がい者、発達障がい者の特性に応じた支援が促進されるよう、事業所に対して知識や技術を普及。

② 工賃水準の向上

- 経営改善・技術力などの支援とともに、共同受注の仕組みを強化するなど、市町村とともに、工賃水準の向上を図る。
- 官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に取り組む。

【数値目標（平成32年度）】

- ・大阪府内の平均工賃水準の向上：月額 14,200 円

③ 企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大

- 自営や起業、福祉職場や創作活動、新規参入の可能性のある分野の開拓。
- 三療業に関する違法営業への指導と、府民に対する啓発。
- 就労に向けたIT講習・訓練の実施。
- ICTや就労支援機器等を活用した移動が困難な重度障がい者の就労機会の確保。

(3) 障がい者が長く働き続けることができる

- 事業主の雇用管理に関する理解を深め、働きやすい職場づくりを支援や、地域の就労支援の核となる障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業の機能強化。
- 地域の医療機関との連携。
- 余暇活動や障がい者同士の情報交換や悩み相談の場などの充実。
- 雇用と福祉の連携を図りながら、再就職までを支援する仕組みづくり。

IV 生活場面「心や体、命を大切にする」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

<目指すべき姿>

障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる

<今後の主な課題>

- 障がい者が身近な地域で過度な負担なく安心して医療サービス受けることができる環境の整備
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実
- 高次脳機能障がい児者支援の充実

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 必要な健康・医療サービスを受ける

① 医療サービスの充実

- さまざまな障がい種別に対する医療機関や医療スタッフの理解を深めるための啓発や、診療拒否等の相談や苦情に対する医療相談窓口における対応。
- 発達障がいを診断できる医療機関の確保。
- 地域・医療連携の推進や、医療と福祉の円滑な連携。
- 精神科病院の入院患者の療養環境の向上や、難病患者に対する支援の充実。

② 医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実

- さまざまな課題の解決に向けて、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムを強化。
- 市町村における医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成。大阪府全体の協議の場の設置。
- 医療的ケアに対応できる居宅介護事業所、短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、グループホーム等の拡大。医療的ケアに従事する人材の養成・確保。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・喀痰吸引等を実施する障がい福祉サービス事業所数：新たに 180 事業所

③ 二次障がいの予防

- 脳性まひの二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方などが身近な地域で

安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進。

(2) (医学・社会的) リハビリテーションを受ける

- 保健、福祉、労働などの関係機関との連携による地域リハビリテーションの向上。
- 障がい者医療・リハビリテーションセンターの医療部門と福祉部門の連携強化と、市町村との連携による地域のリハビリテーション・ネットワークづくりの推進。
- 高次脳機能障がい者に対する市町村の取り組みへの働きかけや、医療機関、福祉事業所等に対する研修の実施。

(3) 悩みについて相談する

- 障がい者やその家族に対する相談や、市町村、支援機関等に対するサポート。こころの健康に関する相談の充実。
- ピアカウンセリングやピアサポートの普及。
- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員の対応力の向上と活動の活性化。

【数値目標 (平成 32 年度)】

- ・ピアカウンセリング実施市町村数：43 (すべての市町村)

V 生活場面「楽しむ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

<目指すべき姿>

障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している

<今後の主な課題>

- 障がい者の余暇活動や社会参加の充実・拡大
- スポーツ活動、芸術・文化活動の活性化

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 余暇活動や社会参加に取り組む

① 余暇活動の充実と活動内容の拡大

- 障がい理解の促進と、様々な場面における合理的配慮の提供の呼び掛け。
- 移動支援の充実や移動手段の確保。
- 障がいのある児童生徒が、休日や放課後、長期休暇を充実して過ごすことができ、保護者も安心できる居場所の確保。
- ICTを活用した情報発信・交流ツールとなるパソコン利用の促進。

② 障がいのある人とない人の交流、主体的な社会参加

- 障がいのある当事者同士の交流や仲間づくり、それらの機会の情報発信による活動の機会の拡大。
- 障がいのある人と障がいのない人が、スポーツを通じて交流し、ともに楽しむことなどによる障がい者理解の促進。

③ ボランティア活動を活性化する

- 多くの府民によるボランティア活動への参加を通じて、レクリエーション活動に対する支援を充実。
- ボランティアの活動場所の確保や環境整備、情報の提供。

(2) スポーツ活動に取り組む

- 広域的・専門的な立場から、府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や府立稲スポーツセンターの運営を通じて、今後の障がい者スポーツの競技力の向上と裾野を拡大。関係団体、関係機関との連携による身近な地域での取組み支援。

- 大阪府障がい者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣。
- 「いつでも」「どこでも」「気軽に」障がい者スポーツを「する」「みる」ことのできる環境づくりの推進。
- 障がい者スポーツの普及啓発や、府内のスポーツ施設における障がい者の利用促進に向けた広報・啓発。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・ 中級障がい者スポーツ指導員登録者数：300 人

（3）芸術・文化活動に取り組む

- 舞台芸術で活躍する障がい者の育成や、創造性豊かな作品を「現代アート」として評価し、市場へのチャレンジにつなげる等、文化芸術活動を支援。

Ⅵ 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

<目指すべき姿>

社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している

<今後の主な課題>

- 合理的配慮の実践までを見据えた障がい者及び障がい理解についての広報・啓発
- 障がい者差別の禁止に向けた取組みのより一層の強化
- 実効性のある防災の推進
- 十分な情報・コミュニケーションの確保

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 障がい者や障がいへの正しい理解を深める

① 障がい者や障がいについての広報・啓発

- 障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を深める。
- 行政機関等をはじめ府民や事業者が、障がいについてより深く考え、自らすすんで合理的配慮を実践するよう取組みを促進。

② 障がい者理解を深める教育の推進

- 子どもの発達段階に応じて、障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進。

(2) 障がい者が尊厳を保持する

① 障がい者差別の禁止

- 障害者基本法や障害者差別解消法に定める合理的な配慮の考え方の普及や実践の促進。広く府民に「何が差別に当たるのか」をわかりやすく示し、差別の解消を推進。
- 大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談と解決の仕組みを通じた事案解決と取組みの推進。
- 市町村における体制整備や対応力の強化にむけた支援。事業者の主体的な取組みの促進。

② 障がい者虐待等の防止

- 障害者虐待防止法における障がい者虐待の防止と、障がい者の権利擁護への取り組み。市町村の対応力向上や専門機関との連携協力体制の確保、市町村と連携した事例検討等による虐待の背景・要因の分析を通じた虐待防止策の充実。
- 虐待防止に向けた研修の実施や、虐待防止に関する事業所の指導。
- 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止と、障がい児入所施設における権利擁護を推進。

③ 権利擁護の充実

- 成年後見制度の利用を促進するための市町村の取り組みや、日常生活自立支援事業の実施を支援。
- 障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で必要な対応を実施できるよう、市町村や関係機関に対する周知。
- 消費者である障がい者の利益を擁護・増進するための情報提供。

(3) 安全・安心を確保する

① 防災の推進

- 避難行動要支援者名簿の適切な更新と、地域レベルでの支援体制の確立に向けた市町村支援を通じて、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動を促進。
- 避難生活において、さまざまな障がい特性への対応方法や配慮事項を踏まえた適切なQOLが確保されるよう、指定避難所の運営に関する市町村への支援の実施。二次的な避難施設となる福祉避難所の確保や、設備・体制の充実について市町村や事業者に協力の要請。
- 緊急放送等における必要な配慮について各放送局に対して要請。

② 防犯の推進

- 障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、犯罪発生情報をわかりやすく提供するなど、障がい者の犯罪被害を防止する取り組みを実施。
- 入所者等の安全確保のため、障がい児者施設等における警察との協力・連携体制の構築について、施設等への働きかけ。

(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 必要なコミュニケーション支援や情報保障を受けることのできる環境を市町村等との連携により確保
- 特に専門性の高い意思疎通支援者の養成及び質の確保。
- 大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して必要な施策を展開。
- 福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点を新設し、府立施設として運営。
- 意思疎通が困難な障がい者に対して支援機器を用いたITの利用を促進。

第3節 地域を育む施策の推進方向

- 近年、様々な形で、障がい者の命に係わる痛ましい出来事が相次いでいる。また、障がい者の暮らしの面では、これまで指摘されてきた「親なき後」の問題だけではなく、いわゆる「8050問題」や、課題の複合化・複雑化が、高齢化の進展や地域のコミュニティの希薄化を背景に深刻化していくことが予測される。
- 家族等が元気なうちから地域とつながり、自立した暮らしを実現できる社会に向けた取組みが急務であり、地域における自立生活や社会参加の前提となる障がい者の安全確保や、差別の解消、障がい理解の促進、基盤整備や関係機関の連携体制の構築は、もはや「待ったなし」の状況。
- 国においては、現在、「地域共生社会」の実現に向けた検討が進められているが、その土台となる地域を育む施策について、大阪府の推進方向を整理し、大阪府はもとより、府民、障がい者自身、事業者、市町村等が自らの役割を自覚し、力を合わせて社会全体で取組みを進めていく。

(1) 障がい者虐待の防止や差別の禁止（「命と尊厳を守る」地域づくり）

- 虐待の未然防止及び早期発見のため、市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮することが重要。
- 大阪府は、防止策の充実に努めるとともに、関係機関との連携協力体制の確保や、事業者等の援力の向上、権利擁護の取組みの充実強化を図るための研修等を実施。市町村に対しても、職員の対応力の向上を支援。
- 障がい者差別の解消を進めるには、社会全体で法の趣旨の普及や障がい理解を促進するための啓発活動を充実することが不可欠。個別の相談事案に対する市町村の相談窓口における対応力の向上や、障がい者差別解消支援地域協議会等の設置促進に向け、大阪府と市町村が連携しながら、府域における体制の充実強化を図ることが必要。
- 大阪府は、広域支援相談員による取組みや、大阪府障がい者差別解消協議会の合議体における事例の蓄積や課題・対応策等の整理を行い、差別解消の取組みを推進。

(2) 関係機関による強固なネットワークの構築（「支援体制と課題解決力」の強化）

- 障がい者一人ひとりのよりよい暮らしを「地域全体で支える」体制と、「より良い地域に作り変えていく」仕組みが、全ての地域に備わることが必要であり、関係機関の連携により障がい者を支える仕組みとして、自立支援協議会や、地域生活支援拠点等の仕組みが構築されている。今後、これらを有効に機能させていくことが喫緊の課題。
- 各市町村において地域生活支援拠点等の整備は緒に就いたばかりであり、大阪府として、府内市町村の状況を把握し、整備が進むように必要な支援策を検討。市町

村の自立支援協議会の運営状況についても、好事例の共有、相互の情報交換の場の創出等により、市町村の取組みを支援。今後は、医療機関との連携体制の構築を促進。

(3) 人材の確保と育成（「担い手」の強化）

- 介護・福祉人材を量・質ともに安定的に確保していくため、大阪府では「大阪府介護・福祉人材確保戦略」をとりまとめ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチにより、オール大阪で取組みを推進。

(4) 障がい理解の促進と合理的配慮の追求（「支えあう力」の強化）

- 障がいは多種多様で、必要となる支援や配慮も一律ではなく、外見からはわからない障がいのために、理解されず苦しんでいる人もいる。一人ひとりが、障がいについて知り、理解したうえで、合理的配慮が当たり前と考えられる社会をめざす。
- 大阪府では、あらゆる場面で、差別を受けないことや嫌な経験をしないことはもちろん、障がいに応じた心配りや手助けなど必要な配慮が提供されるよう、様々な機会を活用して理解促進に努める。さらに、配慮を必要としていることを周囲に知らせるマークの普及等の取組みを通じて、合理的配慮の実践を広く府民に呼びかける。

(5) ユニバーサルデザインの推進（「だれもが暮らしやすい」地域づくり）

- ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
- このような考え方や施設・製品・情報等の普及を、オール大阪で進めるとともに、バリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、ハードとソフトの両面から地域での快適な生活環境の整備を促進。

(6) 大阪府全体の底上げ

- 全国的に「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進められる過程においては、地域ごとのばらつきに留意が必要であり、大阪府においては、市町村の状況把握と、要因分析や改善策の検討を通じた大阪府全体の底上げが、今後一層求められる役割。
- 大阪府では、障がい福祉計画等のPDCAサイクルの運用等を通じて市町村との連携・協働に努め、障がい者の地域の暮らしを支える仕組みの構築やサービスの提供体制について「大阪府全体の底上げ」を図っていく。
- このような取り組みを通じて、重度化・高齢化といった社会状況の変化や、障がい者の命や尊厳を脅かす出来事にも揺るがない「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現をめざしていく。

第4章 第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画の数値目標及び見込量について

1. 成果目標等

<第5期大阪府障がい福祉計画>

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値目標(平成32年度)
地域生活移行者数	535人(平成28年度末時点の施設入所者数の10.9%)
入所者数の減少	△116人(平成28年度末時点の施設入所者数の2.4%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値目標(平成32年度)
都道府県ごとの協議の場	1
保健所圏域ごとの協議の場	18(保健所圏域数)
市町村ごとの協議の場	43(市町村数)

②精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	数値目標(平成32年度)
平成32年6月末の長期入院患者数	8,823人(平成28年6月末時点と比較し1,000人減)

③精神病床における早期退院率

項目	数値目標(平成32年度)
入院後3ヶ月時点の退院率	69%
入院後6ヶ月時点の退院率	84%
入院後1年時点の退院率	90%

(3) 障がい者の地域生活の支援

項目	目標(平成32年度)
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つを整備。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数値目標(平成32年度)
福祉施設から一般就労への移行	1,700人
就労移行支援事業の利用者数	3,777人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	就労移行率が3割以上の事業所を 全体の5割以上
就労定着支援事業による一年後の職場定着率	80%
就労継続支援(B型)事業所における 工賃の平均額	14,200円

<第1期大阪府障がい児福祉計画>

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問の充実

項 目	数値目標(平成32年度)	(参考)整備予定箇所数
児童発達支援センターの設置	43(市町村等数)	60
保育所等訪問支援の充実	43(市町村等数)	96

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	数値目標(平成32年度)	(参考)整備予定箇所数
児童発達支援事業所の確保	43(市町村等数)	79
放課後等デイサービス事業所の確保	43(市町村等数)	99

(3) 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置

項 目	数値目標(平成30年度)
都道府県ごとの協議の場	1
保健所圏域ごとの協議の場	18(保健所圏域数)
市町村ごとの協議の場	43(市町村数)

2. 区域設定

サービス種別	区 域
療養介護 施設入所支援	大阪府域（１）
日中活動系サービス（療養介護を除く）	障がい保健福祉圏域（１８）
訪問系サービス 短期入所 自立生活援助、共同生活援助 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	市町村域（４３）
障がい児通所支援 障がい児相談支援	市町村域（４３）
障がい児入所支援	大阪府域（１）

3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標：大阪府全体）

*月当たりの見込量を示しています。

障がい福祉サービス		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系 サービス	居宅介護	545,430 時間 28,154 人	577,743 時間 30,103 人	611,605 時間 32,176 人
	重度訪問介護	423,193 時間 2,846 人	440,033 時間 2,967 人	455,500 時間 3,074 人
	同行援護	98,347 時間 3,743 人	102,402 時間 3,937 人	106,670 時間 4,143 人
	行動援護	22,263 時間 972 人	24,789 時間 1,084 人	27,433 時間 1,209 人
	重度障がい者等包括支援	2,867 時間 16 人	2,937 時間 16 人	3,007 時間 16 人
	合計	1,092,100 時間 35,731 人	1,147,904 時間 38,107 人	1,204,215 時間 40,618 人
日中活動系 サービス	短期入所	36,866 人日分 6,372 人	39,649 人日分 6,794 人	42,526 人日分 7,235 人
	生活介護	389,598 人日分 21,261 人	403,365 人日分 21,999 人	417,386 人日分 22,772 人
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	23,664 人日分 1,707 人	25,772 人日分 1,863 人	28,113 人日分 2,034 人
	就労移行支援	56,840 人日分 3,729 人	63,049 人日分 4,091 人	68,151 人日分 4,394 人
	就労継続支援(A型)	105,404 人日分 6,016 人	115,981 人日分 6,602 人	127,014 人日分 7,219 人
	就労継続支援(B型)	248,122 人日分 15,548 人	262,668 人日分 16,458 人	278,342 人日分 17,440 人
	就労定着支援	1,857 人	2,319 人	2,815 人
	療養介護	1,033 人	1,042 人	1,047 人
居住系 サービス	自立生活援助	455 人	503 人	540 人
	共同生活援助(グループホーム)	8,686 人	9,343 人	10,059 人
	施設入所支援	4,910 人	4,868 人	4,811 人

相談支援	計画相談支援	18,630人	21,064人	23,559人
	地域移行支援	203人	218人	242人
	地域定着支援	935人	1,053人	1,180人
障がい児支援		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい児 通所支援	児童発達支援	71,066人日分 8,248人	80,170人日分 9,196人	88,514人日分 10,084人
	医療型児童発達支援	4,896人日分 563人	4,501人日分 511人	4,566人日分 516人
	放課後等デイサービス	206,011人日分 19,020人	235,673人日分 21,511人	267,419人日分 24,204人
	保育所等訪問支援	632回	773回	948回
	居宅訪問型児童発達支援	551回	621回	704回
障がい児 相談支援	障がい児相談支援	4,473人	5,094人	5,746人
障がい児 入所支援	福祉型障がい児入所支援	510人	516人	522人
	医療型障がい児入所支援	273人	273人	273人

福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	1,700人
障がい者に対する職業訓練の受講者数	85人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	5,000人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	850人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	1,700人

*指定都市を含む

発達障がい者に対する支援	平成30年度	平成31年度	平成32年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	10回	10回	10回
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	7,875件	7,893件	7,912件
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	887件	887件	887件
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数			
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	464件	465件	465件

4. 各年度の指定障がい者支援施設及び指定障がい児入所施設等の入所定員総数

<第5期障がい福祉計画>

	指定障がい者支援施設の必要入所定員総数
平成30年度	4,900人
平成31年度	4,850人
平成32年度	4,800人

<第1期障がい児福祉計画>

	指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数	
	福祉型	医療型
平成30年度	590人	280人
平成31年度	590人	280人
平成32年度	590人	280人

5. 地域生活支援事業の実施に関する事項

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
発達障がい者支援センター運営事業 ※指定都市を除く	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実利用者数	1,270 人	1,270 人	1,270 人
高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実利用者数	1,000 人	1,000 人	1,000 人
障がい児等療育支援事業 ※指定都市・中核市を除く	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
障害者就業・生活支援センター事業	箇所数	18 箇所	18 箇所	18 箇所
	実利用者数	8,660 人	9,030 人	9,400 人
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	16 人	16 人	16 人
	実養成講習修了見込者数	80 人	80 人	80 人
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	5 人	5 人	5 人
	実養成講習修了見込者数	20 人	20 人	20 人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数・実養成講習修了見込者数	30 人	30 人	30 人
手話通訳者派遣事業 ※指定都市・中核市を除く	実利用時間数	445 時間	445 時間	445 時間
要約筆記者派遣事業 ※指定都市・中核市を除く	実利用時間数	60 時間	60 時間	60 時間
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用登録者数	118 人	118 人	118 人
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施の有無	有	有	有
都道府県相談支援体制整備事業 (相談支援によるアドバイザー見込み数)		11 人	11 人	11 人
精神障がい者地域生活支援 広域調整等事業 ・地域移行・地域生活支援事業	退院促進ピアサポート従事者見込者数	20 人	20 人	20 人

6. (参考) 教育・保育の量の見込み

(単位:人)

市町村名	1号認定及び2号認定(3~5歳児)						3号認定 (1~2歳児)		3号認定 (0歳児)	
	30年度			31年度			30	31	30	31
	1号	2号	計	1号	2号	計	年度	年度	年度	年度
大阪市	26,898	33,400	60,298	26,919	33,457	60,376	20,494	20,493	3,826	3,831
堺市	11,481	11,009	22,490	11,191	11,210	22,401	6,888	6,952	1,371	1,412
北摂	27,386	19,329	46,715	26,414	20,385	46,799	13,267	12,980	2,982	2,964
北河内	12,735	13,031	25,766	12,323	13,326	25,649	8,664	8,916	1,946	2,076
中河内	7,094	9,645	16,739	7,019	9,625	16,644	5,498	5,474	1,226	1,227
南河内	5,674	6,907	12,581	5,514	6,812	12,326	3,503	3,423	1,007	1,000
泉州	9,869	11,538	21,407	9,661	11,298	20,959	5,924	5,809	1,471	1,460
小計	101,137	104,859	205,996	99,041	106,113	205,154	64,238	64,047	13,829	13,970

7. (参考) 子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み

市町村名	放課後児童健全育成事業		幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)		一時預かり事業(在園児以外)	
	30年度	31年度	30年度	31年度	30年度	31年度
	(人)	(人)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
大阪市	4,696	4,706	989,843	990,595	112,546	112,638
堺市	11,890	12,550	118,260	121,260	18,460	18,960
北摂	19,272	19,928	981,552	973,755	213,509	210,563
北河内	10,908	10,986	529,380	555,203	89,032	89,075
中河内	7,722	7,717	369,848	363,725	97,427	96,349
南河内	5,536	5,493	211,322	206,481	42,583	41,812
泉州	8,266	8,100	286,464	283,759	26,087	25,678
小計	68,290	69,480	3,486,669	3,494,778	599,644	595,075

市町村名	時間外保育事業		地域子育て支援拠点事業		乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業	
	30年度	31年度	30年度	31年度	30年度	31年度	30年度	31年度
	(人)	(人)	(人回)	(人回)	(人)	(人)	(人)	(人)
大阪市	8,265	8,298	67,464	67,492	19,782	19,783	987	987
堺市	7,530	7,880	143,300	147,000	7,065	6,965	184	182
北摂	14,262	14,495	722,697	710,765	14,055	13,703	1,303	1,321
北河内	10,726	10,846	256,976	262,217	8,248	8,237	259	266
中河内	4,706	4,734	107,196	114,243	5,599	5,551	559	551
南河内	3,565	3,523	167,558	164,132	3,795	3,727	558	556
泉州	9,028	9,005	106,175	104,790	6,486	6,381	763	765
小計	58,082	58,781	1,571,366	1,570,639	65,030	64,347	4,613	4,628

第5章 大阪府における障がい者の状況等

第1節 大阪府における障がい者数

1. 障がい者手帳所持者数等
2. 障がい者手帳所持者数等の推移
3. 障がい者手帳所持者数等の将来推計

第2節 生活場面ごとの施策等の状況

1. 生活場面「地域やまちで暮らす」
2. 生活場面「学ぶ」
3. 生活場面「働く」
4. 生活場面「心や体、命を大切にする」
5. 生活場面「楽しむ」
6. 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

第3節 平成28年度障がい者の生活ニーズ実態調査について

1. 調査概要
2. 平成28年度障がい者の生活ニーズ実態調査の結果について